

令和 6 年度第 7 回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和 6 年 10 月 11 日（水） 開会 9 : 00～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

（1）出席農業委員 12 名

俵口 和義	廣渡 秀雄	田中 誠二
野中 良雄	山田 和夫	木原 緑
花田 三枝	門司 雅門	桃川 公治
大村 武彦	神谷 義幸	安部 慈人

（2）欠席農業委員 0 名

（3）出席農地利用最適化推進委員 1 名

木原 幸信

4. 委員会に附した議案

議案第	18 号	農地法第 5 条の許可申請について
議案第	19 号	農地の一時利用について
議案第	20 号	農地の一時利用について
議案第	21 号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第	22 号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第	23 号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第	24 号	農用地利用集積計画（所有権の移転）について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第7回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は湯川が1件、上畑が1件、野間南が1件で、野間南が5条の転用申請、そのほかは町と県による一時利用です。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、1番の廣渡委員、2番の田中委員よろしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第18号 農地法第5条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による転用申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のAの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和6年10月11日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

2ページをご覧ください。

今回1件の申請が出されています。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は野間南274-1、地目は畑、面積は814㎡、区分は農振白地、権利の内容は所有権の移転で、転用目的は駐車場です。位置図を3ページに載せています。場所は、野間のセブンイレブンの横の道を南側に向かい、右側のあたりです。

付近の航空写真を4ページに、5ページに当該地付近の見取り図を載せています。6ページをご覧ください。造成後の駐車場の利用図を載せております。隣接する土地(雑種地)と一体として利用し、駐車場とする計画です。こちら造成にあたり盛土が行われますが、周辺に隣接する大半は既存の構造物で囲まれており、土砂等の流出は無いとのこと。雨水は6ページの計画図・7ページの断面図に記載のとおり北東に新設するU字溝に排水する計画となっております。

それでは別紙でお配りしております、許可基準表をご覧ください。1点修正箇所がございますので、修正をお願いします、2、一般基準の8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、今回駐車場としての利用であるため、給水および汚水・雑排水は該当がありませんので斜線で消していただくようお願いします。それではチェック表の説明を

行います。1. 立地基準については、都市計画法の用途地域内の農地であるため、第3種農地となります。続いて2. 一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資提案書から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため、○としています。5. 農地以外の土地の利用見込みについては、こちらも登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と、水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、ただいま議案第18号について説明がありましたら、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございましたら。当該委員さん何かございましたら。

神谷委員 ございません。

議長 では、それでは他の方は何かございませんか。ないでしょうか。ないようでしたら許可相当と思われる方挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成ということで。それでは続きまして議案第19号、農地の一時利用について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは8ページをご覧ください。議案第19号、農地の一時利用について。農地法施行規則第25条に規定される県による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和6年10月11日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。
9ページをご覧ください。今回、県から1件、届出されています。対象地は1筆です。対象となる土地は波津1152-1、地目は田、面積は1,558㎡のうち325㎡。区分は農振白地、所有者と耕作者はそれぞれ記載のとおりです。利用目的は隣接する山林の治山工事に伴う資材搬入路及び資材置場で、利用期間は令和6年10月15日から令和7年3月31日です。位置図を9ページに載せています。場所は湯川の集落へ続く道で集落の少し手前、左手の川を渡ったところです。航空写真と計画図を10ページに載せています。赤色で色塗りをしている箇所が一時利用の届出箇所となります。11ページに工事箇所の平面図を載せています。隣接する山林の治山工事が昭和62年に行われましたが、その際の土留を修繕するものとなっています。当該農地から工事箇所までの資材の搬入については、人力車での搬入を行うとのこと。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第19号農地の一時利用について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。そ

れでは続きまして議案20号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは12ページをご覧ください。議案第20号、農地の一時利用について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和6年10月11日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

13ページをご覧ください。今回、町から1件、届出されています。対象地は1筆です。対象となる土地は上畑197、地目は田、面積は2,764㎡のうち221㎡、区分は農振農用地、所有者と耕作者はそれぞれ記載のとおりです。利用目的は隣接する河川の災害復旧工事に伴う工事用道路で、利用期間は令和6年11月1日から令和6年12月31日です。位置図を13ページに載せています。場所は赤鳥居方向から上畑の集落へ向かい、3号線の下をくぐった少し先の右手です。14ページに断面図を載せています。農地にブルーシートで養生を行い、鉄板を敷設し工事用道路とする計画とのことです。

説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第20号についてただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きまして次の議案21号、22号、23号は関連がありますのでまとめて説明をお願いします。

事務局 はい、それでは15ページをご覧ください。議案第21号、農用地利用集積等促進計画案について、公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。令和6年10月11日提出、岡垣町農業委員会会長、俵口和義。

こちらは9月の総会の際に令和6年11月開始分の利用権について審議していただきましたが、その際に受け手として記載していた方がお亡くなりになられたため、その方の後継者の方の名義で再度農業委員会に上程するものです。対象地は全部で20筆、18,201㎡です。16ページに一覧を添付しています。

続いて、議案第22号、農用地利用集積等促進計画案について、公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。令和6年10月11日提出、岡垣町農業委員会会長、俵口和義。

議案第21号は今年の11月開始分の上程し直したものでしたが、こちら議案第22号は、現在すでに農地中間管理事業を活用し利用権の設定を行っている農地のなかで、使用貸借で設定されているものです。対象地は30筆、36,788㎡です。18ページに一覧を添付しています。

続いて、議案23号、農用地利用集積等促進計画案について、公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。令和6年10月11日提

出、岡垣町農業委員会会長、俵口和義。

先ほど議案第22号は使用貸借でしたが、こちら議案第23号は、既に利用権の設定がされているもののうち、有償で賃貸借にて利用権が設定されているものです。対象地は24筆、面積は31,146㎡です。20ページに一覧を添付しています。説明は以上です。

議長 はい、それでは議案第21号から23号について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きまして議案第24号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案21ページをご覧ください。議案第24号農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、審議及び決定を求める。令和6年10月11日提出。岡垣町農業委員会会長、俵口和義。
こちらは機構の売買事業を活用したもので、今回1件3筆の申請があがっております。22ページに当該農地の位置を掲載しています。機構から買い手への審議は12月の農業委員会にて行われる予定です。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第24号農用地利用集積計画について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きましてその他について、事務局お願いします。

事務局 その他について

【その他の事項】

そ の 他

1. 今後の日程について

○福岡県農業会議北九州支部研修会

- ・日 時：10月11日（金）12時15分集合
- ・場 所：JA北九本店（北九州市八幡西区）
- ・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員
- ・内 容：講演「集落営農法人連合体による地域農業の持続的発展」

～「支える農業」と「稼ぐ農業」の一体農業を切り開く！～
講師 山口県法人連携広域推進コーディネーター 石津 昌弘 氏

○農地利用最適化推進会議

- ・日 時：11月11日（月）農業委員会総会後
- ・内 容：・農地の利用状況調査の調査結果について
・農地の利用意向調査について

2. 地域計画策定に向けた集落協議について

3. 三里松原アダプト活動について

4. 次回の日程について

- ・日 時：11月11日（月）午後3時頃から
- ・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第7回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
